

上田市運転免許証自主返納促進事業

タクシー利用補助券について

★ 交付方法

- ① タクシー利用補助券は、申請から2週間ほどで、ご自宅に配達証明で郵送します。

★ 交付内容

- ① タクシー利用補助券は、500円券が20枚で、計10,000円分です。
 ② 有効期限は3年間です
 ③ 再発行は行いません。紛失、破損などにご注意ください。

★ タクシー利用補助券の使用枚数

利用料金を超えない範囲内で、1枚(500円)または2枚(1,000円)

なお、不足分は現金での精算が必要となりますのでご注意ください。

★ タクシー乗車時の使用方法

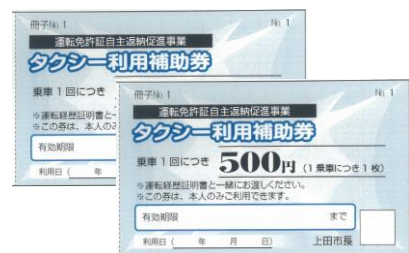
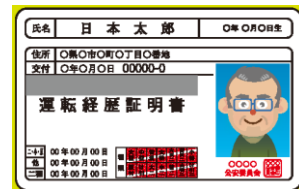
- ① 申請したご本人しか使用できません。(同乗することは可能です。)
 ② 運転手に「タクシー利用補助券」と「運転経歴証明書」を提示し、行き先を伝えてください。
 ③ 「運転経歴証明書」の提示による1割引と、タクシー

利用補助券による割引との併用が可能です。

(使用例) タクシー料金が、1,640円の場合

- ① 1,640円 - 1割引 (170円) = 1,470円
 ② 1,470円 - 1,000円[※] = 470円

(※ 支払い額が1,000円以上の場合、
 利用補助券を2枚使用可能)



※ なお、障がい者手帳1割引との併用はできませんのでご注意下さい。

★ 使用できるタクシー会社は、以下の上田市内に営業所のある9社に限られます。

- ・上田タクシー ・菅平観光タクシー ・省和タクシー ・松葉タクシー ・上田観光自動車
- ・浅間観光タクシー ・藤森タクシー ・和田バス ・塩田観光タクシー

お問い合わせ
 上田市 都市建設部 交通政策課
 電話: 0268-23-5011